高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金の申請について

1 事業の目的について

介護サービスを提供する事業者が、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域での生活を支える訪問介護や通所介護の在宅サービスを、訪問等の効率が悪い中山間地域においても継続して提供できるよう、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

2 補助対象サービス

（1） 訪問系サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護

※ 介護予防サービスは対象となりません。 ※ 施設みなしのサービスは対象となりません。

（2） 通所系サービス

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護※1、看護小規模多機能型居宅介護※2

※1※2 訪問、通所のいずれのサービスも行われますが、便宜上通所系サービスに区分しています。

※ 介護予防サービスは対象となりません。 ※ 施設みなしのサービスは対象となりません。

3 交付要件・交付額

（1） 補助対象期間

令和8年度（令和8年4月から令和9年3月までのサービス提供分）

（2） 交付申請受付期間

令和8年11月9日(月)～令和8年11月30日(月)

（3） 対象サービスと補助金の基準額

① 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 **※介護予防サービス、施設みなしのサービスは対象外**

区分	補助対象事業区分	基準額	補助率	交付額
1	高梁市内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅（利用者が現に居住する住宅をいう。以下同じ。）までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上である場合	基本報酬の10パーセントに10円を乗じた額	10分の10 ただし、通所系サービスについては、片道のみ送迎を行った場合は、2分の1とする。	基準額の合計額に補助率を乗じた額 ただし、事業所ごとの交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる
2	特別地域加算対象地域内に所在する補助対象サービスを提供する事業所が、高梁市内の中山間地域等内に居住する利用者に当該サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上である場合			

② 定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※介護予防サービスは対象外

区分	補助対象事業区分	基準額	補助率	交付額
1	高梁市内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合	サービス提供回数に定期巡回・随時対応型訪問介護にあっては370円、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護にあっては700円を乗じた額	10分の10	基準額の合計額に補助率を乗じた額 ただし、事業所ごとの交付額に1，000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる
2	特別地域加算対象地域内に所在する補助対象サービスを提供する事業所が、高梁市内の中山間地域等内に居住する利用者に当該サービスを提供した場合で、提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合			

（4） 補助上限額

区分	サービス種別	上限額(千円)
1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護	465
2	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	933

※1 つの事業所が複数の市町村から補助金の交付を受ける場合は、交付額の合計を補助上限額とします。

（5） 補助対象となる地域

① 補助対象事業区分1 「特別地域加算対象地域」

下記表の地区内に居住する利用者に補助対象サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合は補助対象となります。

旧中井村	西方・津々
旧玉川村	下切・玉・増原
旧宇治村	穴田・宇治・遠原・本郷
旧高倉村	飯部・大瀬八長・田井
旧上有漢村	上有漢
旧吹屋町	吹屋・中野・坂本
旧中村	布寄・羽根・長地・相坂・小泉
旧大賀村	仁賀・上大竹・下大竹
旧高山村	高山・高山市・大原
旧平川村	平川
旧湯野村	西山・東油野・西油野
川上町地頭・川上町七地・川上町三沢・川上町領家・川上町吉木・川上町臘数・備中町志藤用瀬備中町布瀬・備中町長屋・備中町布賀	

② 補助対象事業区分 2 「中山間地域等」

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、高梁市全域が中山間地域等と定められています。特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、中山間地域等内に居住する利用者にサービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合は補助対象となります。

（6） 訪問又は送迎に要する時間について

事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合を補助対象とします。市から調査等の求めがあった場合は、関係書類を提示・提出できるよう、根拠となる資料、運行記録及びサービス提供記録は適切に保管してください。

※ 事業所の所在地から利用者宅までに要する時間は、経由地を挟まないものとします。

（例）事業所から利用者であるA氏宅までの時間

① 事業所 → A氏宅（事業所からA氏宅間で所要時間が片道20分以上となる場合）補助対象

② 事業所 → B 氏宅 → A 氏宅（B 氏宅を経由したことで所要時間が片道 20 分以上となる場合）**補助対象外**

4 申請手続きについて

補助金交付までの事務の流れは次のとおりです。

11月9日～11月30日まで		12月頃	概算払		3月31日まで		確定通知後
交付申請	→ 審査 →	交付決定	→補助金交付→	実施状況報告	→	実績報告 → 確定通知 →	精算

（1） 申請様式について

申請様式	様式第1～7号 申請書等 Wordファイル
	別紙1～5 事業所一覧表 Excelファイル
	附表1－1～5－2 計画書等 Excelファイル

※ 市ホームページに掲載しています。

※ 様式第 1～7号、別紙1～5については、事業者ごとに作成してください。附表については補助対象事業所ごとに作成してください。

（2） 交付申請(令和8年11月 9 日～令和8年11月30日)

交付申請は対象事業者ごとに行いますが、補助対象事業所ごとに計画書等(③～⑤)の作成が必要です。

提出書類	① 様式第1号 補助金交付申請書
	② 別紙1 事業所一覧表(補助金交付申請用)
	③ 附表1－1 補助金所要額調
	④ 附表1－2 年間計画内訳
	⑤ 附表1－3 年間実施計画
	※基本情報入力シートも併せてご提出ください
	⑥本市における市税の滞納がないことを証明する書類
	※片道20分以上であることの根拠資料もご提出ください

※補助金の決定後に増額の変更はできません。令和9年3月利用分までの見込を申請してください。

（3） 交付決定及び補助金交付（概算払）（令和8年12月頃（予定））

交付申請書類の受理後、内容の審査を行い、交付決定通知書を送付します。
その後、決定した補助金について、交付申請書に記載のあった口座に振り込みをします。

（4） 実施状況報告（月次）

交付決定がなされたら、補助対象事業所ごとに実施状況をまとめ報告してください。

提出書類	① 様式第5号 実施状況報告書
	② 別紙4 事業所一覧表（実施状況報告用）
	③ 附表2 実施状況報告明細書
	④ 附表3 実施状況集計表
	※基本情報入力シートも併せてご提出ください
	※片道20分以上であることの根拠資料もご提出ください

※提出期限は、サービスを提供した月の翌月10日です。
※令和8年4月分から補助対象となるため、交付決定後、遡って状況報告をする必要があります。
（例）令和8年11 月に交付申請をし、令和8年12月に交付決定があった場合
令和9年1月12 日までに、令和8年4月分～12月分までの実施状況報告を行う。

（5） 変更申請

交付決定後に補助事業の変更、中止、廃止をしようとする場合は変更申請が必要です。

提出書類	① 様式第3号 計画変更・中止（廃止）申請書
	② 別紙3 事業所一覧表（計画変更・中止（廃止）申請用）
	③ 附表4－1 補助金所要額変更調
	④ 附表4－2 補助金所要額変更内訳
	※基本情報入力シートも併せてご提出ください

※補助金の額を減額する場合については申請を省略することができます。
※増額の変更申請は受付ができません。

（6） 実績報告

補助事業が完了若しくは中止、廃止の承認を受けたら、実績報告書を作成し提出してください。

提出書類	①様式第6号 実績報告書
	②別紙5 事業所一覧表（実績報告用）
	③附表3 実施状況集計表
	④附表4－1 補助金所要額変更調
	⑤附表4－2 補助金所要額変更内訳
	⑥附表5－1 年間実績報告
	⑦附表5－2 年間実績報告内訳
	※基本情報入力シートも併せてご提出ください。

※提出期限は、令和9年3月31日です。ただし、補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から起算して30日を経過する日（その日が令和9年3月31日以後に到来する場合は、令和9年3月31日）までに提出してください。

（7） 確定通知・精算

実績報告書類の受理後、内容の審査を行い、確定通知書を送付します。概算払で交付された補助金の額が確定した額を超える場合は、後日送付する納付書により返還をしていただきます。

（お問い合わせ先・申請書提出先）
高梁市高齢者支援課介護保険係
住所　〒716－8501　高梁市松原通2043番地
電話　0866－21－0299